

平成一一年(四)第二五三号

控 訴 人

被 控 訴 人 国

ほか二三名

答 弁 書

平成一二年二月一四日

被控訴人指定代理人

植垣勝	伊藤寿彦	熊谷明彦
-----	------	------

松本芳	廣戸芳	平川	島田勝	竹森祥	風戸秀
-----	-----	----	-----	-----	-----

送付書

送達場所

〒一〇〇一八一七〇

東京都千代田区大手町一丁目三番三号

東京法務局訟務部 廣戸芳彦あて

(電 話 〇三―三二―四―)

(FAX 〇三―三二―五―)

東京高等裁判所第五民事部 御中

第一 控訴の趣旨に対する答弁

本件各控訴をいずれも棄却する

控訴費用は控訴人らの負担とする
との判決を求めらる。

なお、本件について仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮にその宣言を付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求めらる。

第二 被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審において主張したと

おりであり、原判決は正当であつて、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。